

本山第一小学校施設開放運営委員会規約

＜目 的＞

第1条 この要項は、学校施設開放事業の円滑な運営を図るため、神戸市立本山第一小学校施設運営委員会（以下「運営委員会」という）に関し、必要事項を定めることを目的とする。

＜事 務 局＞

第2条 運営委員会の事務局は、神戸市立本山第一小学校に置く。

第3条

＜運営委員会の構成＞

- 第3条 1. 運営委員会は、下記に掲げるもののうち若干名の委員で構成する。
- (1) 本山第一小学校の児童の保護者、その他地域団体の代表者等
 - (2) 教職員、ナイス本一クラブ、体育若しくは文化に関し知識経験を有する者
2. 委員の任期は1年とする。ただし再任と兼務は妨げないが会長は会計と管理者を兼務できない。

＜役 員＞

- 第4条 1. 運営委員会に次の役員を置く。
- | | | | |
|----------|-----|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 書 記 | 若干名 | (4) 会 計 | 2名 |
| (5) 会計監査 | 2名 | (6) 開放管理者 | |
2. 運営委員会の役員は互選によってこれを定める。
3. 会長は運営委員会を代表し会務を総括する。
4. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、また会長が欠けたときはその職務を代行する。
5. 書記は、運営委員会の庶務を担当する。
6. 会計は、運営委員会の出納および経理を担当する。
7. 会計監査は、年度末に年1回監査を行う。

＜顧 問＞

- 第5条 1. 運営委員会に顧問を置き、校長をもってこれに充てる。
2. 運営委員会は、必要に応じて経験者を顧問に委嘱することができる。
3. 顧問は、開放事業の円滑な運営を図るため指導または助言を行う。

< 掌 握 事 項 >

第 6 条 運営委員会は、次の事項を掌握する。

- (1) 企画・運営・広報活動に関すること。
- (2) 開放施設および使用状況の適正な管理に関すること。
- (3) 学校と地域の連携に関すること。
- (4) 運営費の運用および管理に関すること。
- (5) 開放指導員に関すること。

< 会 議 >

- 第 7 条
1. 運営委員会は、ナイス本一スポーツクラブ運営委員会と合同開催するものとする。
 2. 運営委員会は、両委員定数の半数以上の出席をもってこれを開く。
 3. 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

< 運 営 費 >

- 第 8 条
1. 運営委員会の運営費は、教育委員会よりの委託をもって充てる。
 2. 開放事業に関わる費用は、学校施設開放の手引きに沿って運営費より支出する。
 3. 運営委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

< 事 故 責 任 の 所 在 >

- 第 9 条
1. 開放にともなって発生した事故については、全ての利用者の責任とする。
 2. 利用者は、開放校の施設・設備を故意または重大な過失によって破損若しくは亡失したとき、弁償の責を負うものとする。

第 10 条 この規約に明記されていない事項については、神戸市学校施設開放運営規約によるものとする。

第 11 条 本規約は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

1. 開放管理者が健康かつ意欲的な人材の場合、70 歳以降も 80 歳を上限に毎年運営委員会の承認をもって更新する。